

# 市有地売却実施要領

(一般競争入札売買)

## 1 売却物件 (No.①～⑤の計5回に分けて売却)

No.	所在地	地目	都市計画区域の区分	面積 (登記簿 ㎡)	最低売却価格
①	高岡市二上字院内 500 番 21	宅地	市街化調整区域	154.22 ㎡	650,000 円
②	高岡市二上字院内 500 番 25	宅地	市街化調整区域	87.15 ㎡	500,000 円
	高岡市二上字院内 500 番 52	宅地		39.41 ㎡	
③	高岡市福岡町大滝 1385 番 1	雑種地	非線引白地地域	2,403 ㎡	9,300,000 円
	高岡市福岡町大滝 1385 番 2	雑種地		118 ㎡	
	高岡市福岡町大滝 1385 番 7	雑種地		500 ㎡	
	高岡市福岡町矢部 1380 番	雑種地		334 ㎡	
④	高岡市荒屋敷 406 番 1	雑種地	市街化調整区域	482 ㎡	4,800,000 円
⑤	高岡市伏木矢田 412 番 3	宅地	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)	166.43 ㎡	1,000,000 円

※購入価格を競争し、市が公表した最低売却価格以上で一番高い価格で入札された方が購入できます。

※No.①～⑤のうち、複数の物件の一般競争入札売買に参加することができます。

## 2 現地説明会

現地説明会は、実施いたしません。詳細につきましては、市有財産売払い公告、この市有地売却実施要領（一般競争入札売買）、及び入札心得を参考に現地の下見等、現況の確認をしておいてください。

## 3 売却の条件

売払い物件は現状での売買及び引渡となります。買受に当っては事前に現地及び近隣状況をご確認ください。また、建物の建築を検討している場合には、事前に建物建築の可否を建築政策課へお問合せください。

「No.④ 高岡市荒屋敷 406 番 1」は電柱2本・支線2条が設置されています。

(下記供給処理施設について、図面にて設置状況を確認したため現地の状況と異なる場合があります。ご不明な点は、高岡市上下水道局にお問い合わせください。)

No.	供給処理施設	
	上水道 (引込管)	下水道 (公共樹)
①	有	有
②	有	有
③	無	無
④	無	無
⑤	無	有

#### 4 入札参加者の資格

どなたでもご参加できます。ただし、以下の項目に該当する方は参加することができません。

- (1)地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者（P 5 参照）
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者（P 5 参照）
- (3)物件の使用目処が不適格と認められる者
- (4)市税の滞納がある者
- (5)高岡市暴力団排除条例施行規則第 3 条に定める者

#### 5 事前申込方法及び提出書類

申込期間	令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 5 年 2 月 10 日（金）
	午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日は除く。）
申込場所	高岡市広小路 7 番 50 号 高岡市役所 5 階 管財契約課
提出方法	郵送、電話（FAX）による申込みは受けません。直接来庁してお申込みください。
提出書類	①一般競争入札売買参加申込書 ②住民票謄本（法人の場合は登記事項証明書謄本） 1 通【発行後 3 か月以内のもの】 ③身分証明書（外国人の場合は要相談） 1 通【発行後 3 か月以内のもの】 ④住所地及び所在地における令和 4 年度市税等納税証明書 ⑤印鑑証明書（委任状提出の場合に限り、委任者の印鑑証明書）

#### 留意事項

- (1)落札決定後の売買契約及び所有権移転登記は、参加申込書に記載された名義で行います。
- (2)参加申込の変更・取下げは、申込期間内に限って行うことができますが、この場合は、理由を記入した書面を提出してください。
- (3)申込み手続きが完了したときは、入札申込受付票をお渡ししますので、これを必ず入札会場に持参してください。
- (4)1 物件に対して 2 者以上の連名（共有）による申し込みも可能です。

#### 6 入開札日時及び場所

入札保証金納付・受付	令和 5 年 2 月 17 日（金）	午前 9 時 40 分～9 時 55 分
入札開始時刻		午前 10 時から
開札開始時刻		入札終了後、順次
場 所	高岡市広小路 7 番 50 号 高岡市役所 5 階 リモート会議室	
※No.①～⑤に複数の参加申込みがあった場合、No.①から順次「入札、開札、契約手続き等説明会」を行います。入札保証金納付・受付終了後、最初に行われる入開札以外の入開札に申込みの方は控室にてお待ちいただきます。		

※次のものを必ずご持参ください。

- (1)入札申込受付票

- (2)入札保証金（現金又は銀行振出しの小切手若しくは金融機関の保証書）（8入札保証金参照）
- (3)身分を確認できるもの（運転免許証等）
- (4)筆記用具
- (5)印鑑

## 7 入札における注意事項

- ①入札書は所定の様式（管財契約課にあります。）を使用してください。入札書に必要事項を記入、記名押印のうえ、封をし、封筒にも記名のうえ入札してください。入札書の押印は、参加申込書の印鑑と同一のものを使用してください。
- ②記載事項を訂正（金額は訂正できません。）したときは、必ず訂正印を押印してください。
- ③郵便又は電話による入札は認めませんので、入札参加者は、入札日時に入札場所に集合してください。入札開始時間に遅れた場合は、いかなる理由があっても入札に参加できませんのでご注意ください。
- ④入札者は、一度提出した入札書の書換、引換、撤回又は辞退をすることはできません。
- ⑤法人の代表権のない方や個人で代理人を介して入札される場合には、所定の様式の委任状を持参してください。なお、委任状には、委任者の印鑑登録証明書を添付してください。
- ⑥2者以上の連名（共有）で申込された場合は、委任状を持参のうえ代表者が入札してください。
- ⑦別紙「入札心得」をよくお読みください。

## 8 入札保証金

- (1)参加申込者は入札保証金として、最低売却価格の割以上の額を現金又は高岡市内に所在する店舗を支払地とした銀行振出の小切手、若しくは金融機関の保証書を入札当日に持参してください。
- (2)落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、入札保証金預り証と引換えに返還します。
- (3)落札者の入札保証金は、売買契約締結後に返還します。
- (4)落札者が正当な理由なく売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。

## 9 落札者の決定

- (1)落札者の決定は、開札後すぐ入札場所で行います。
- (2)高岡市が予定している最低売却価格以上の最高の価格の入札者をもって落札とします。
- (3)落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上いる場合は、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、同一価格の入札者は必ずくじを引くこととし、くじを辞退することはありません。

## 10 契約の締結

- (1)落札者に対して入札終了後、契約手続きの説明会を行います。
- (2)落札者が正当な理由なく説明会に出席されなかった場合、また契約を締結されない場合には、落札者としての資格を取り消します。
- (3)契約締結は、落札者決定の日から7日以内に行います。

## 11 売買代金の支払い

- (1)売買代金の支払い方法は、次のいずれかの方法を選択してください。

①契約締結時に売買代金を一括して納付する場合

②契約締結時に売買代金の10%以上の契約保証金を納付、残金を契約締結後30日以内に納付する場合

(2)契約保証金及び売買代金は本市の発行する納入通知書により納付していただきます。

## 12 契約に付する条件

(1)所有権の移転等

①売買代金の全額納付があった時点で、所有権移転があったものとします。

②土地は、現状のまま引き渡すものとします。

③所有権移転登記は、売買代金全額納付後、市が囑託により行います。

(2)契約費用等

①売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な囑託費用・登録免許税などの契約に要する全ての費用は、購入者の負担になります。

②売買代金の全額納付後の公租公課は、購入者の負担になります。

(3)契約の解除

①購入者が売買契約書に違反したとき、市は契約を解除することができます。

②前項①の場合、購入者は市が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状回復して市に引き渡さなければなりません。

③契約が解除された場合は、契約保証金は返還いたしません。

## 13 危険負担

契約締結から売買物件の引渡しまでの間は、買主が危険を負担します。

## 14 契約不適合責任

落札者は、契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

一般競争入札売買に参加される方は、この要領に記載された事項についてよく理解しておいてください。

また、宅地造成をする際には、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要となりますので、事前に関係機関でご確認ください。

《参考》

地方自治法

(職員の行為の制限)

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

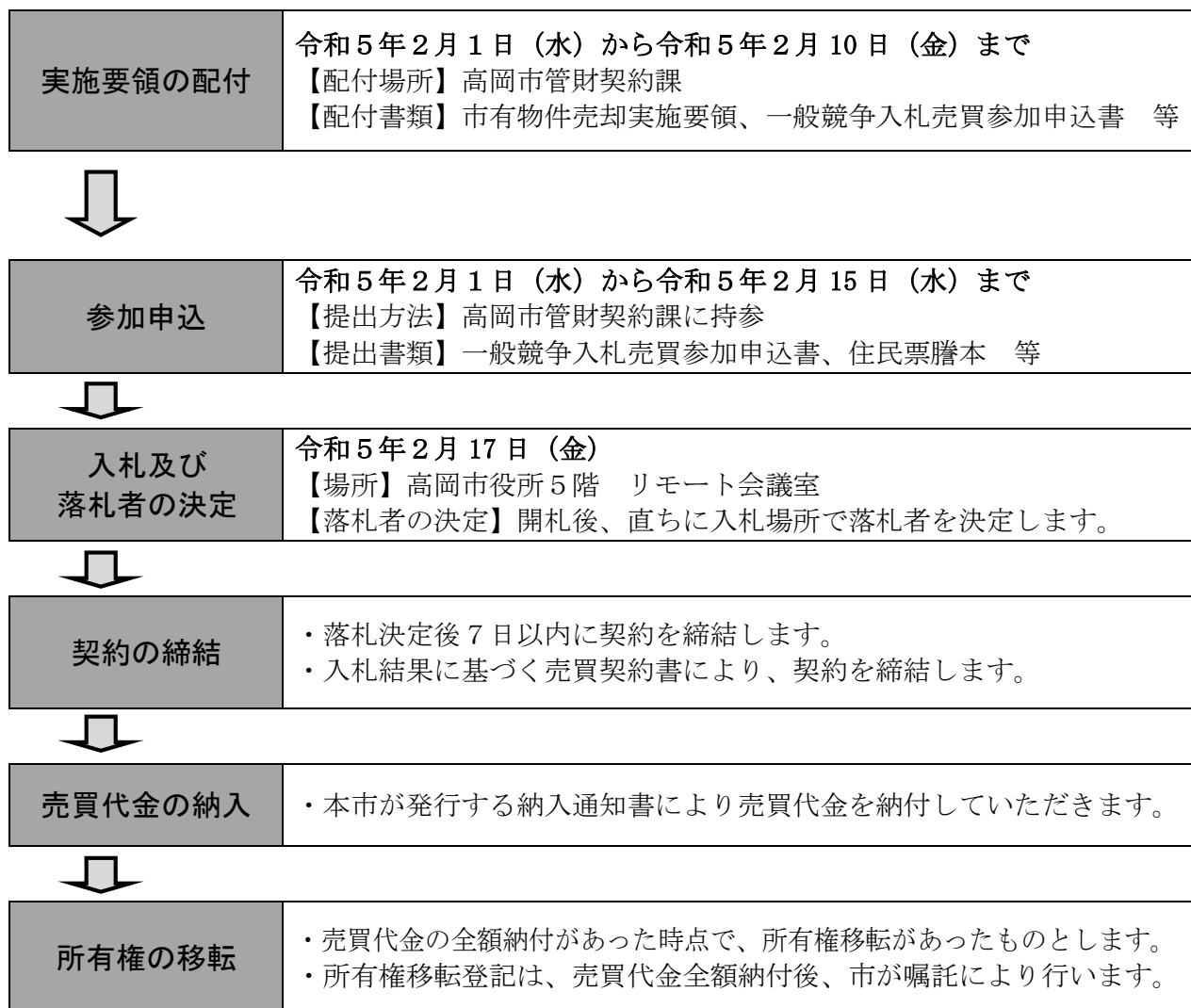
三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

〈 物件売却のスケジュール 〉



**【お問合せ先】**

〒933-8601 高岡市広小路7番50号 高岡市役所  
(用地について)

■総務部管財契約課 管財係

TEL : (0766) 20-1253

E-mail : kankei@city.takaoka.lg.jp